

別記様式第1号（第6条関係）

年 月 日

(宛先) 猿 払 村 長

(申請者)

住所又は所在地 〒

猿払村 _____

ふりがな
氏名又は名称

代表者名 _____ (印)

電話 (_____)

※この補助金に関する手続きは、常に同じ印鑑を使用してください。
印鑑は認印でもよいですが、スタンプタイプの印は認めていません。

猿払村新エネ・省エネ設備等導入促進補助金交付申請書

猿払村新エネ・省エネ設備等導入促進補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

対象設置工事の場所	猿払村	
住宅・事業所の種類	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存 ※いずれかに✓を記入してください	
申請する、新エネ・省エネ設備等の種類	いずれか1種類に、✓を記入してください	添付書類
	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備	様式第1号-1
	<input type="checkbox"/> 省エネ給湯機設備 (CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯機)	様式第1号-2
	<input type="checkbox"/> LED照明設備購入	様式第1号-3
	<input type="checkbox"/> 木質系燃料ストーブ購入	様式第1号-4
着手予定日： 年 月 日	完了予定日： 年 月 日	
【手続代行者】 申請者は手続代行者（施工店など）に手続代行の依頼をすることができます。 住所 〒 _____ 名称 _____ (役職・担当者) 電話 _____ FAX _____ E-mail _____		

- 【注意事項】** (1) 手続代行者は、この申請に係る手続について、誠意ある対応をしてください。
(2) 申請者から提出のあった書類は、原則返還しません。
(3) 添付書類等に不備があるときは、受理できない場合があります。
(4) 交付申請書の提出は、原則持参とします。

【提出先】 猿払村鬼志別西町172番地1 猿払村役場住民課 生活環境係
電話 01635 (2) 3133

表面

申請手続きのための確認事項

確認項目		確認欄 (✓してください)	
交付対象	村内に居住又は居住する予定がある。	<input type="checkbox"/> はい	—
	補助対象設備等の設置工事の完了報告を行う際は、当該設置工事を行った住宅に居住している。	<input type="checkbox"/> はい	—
	猿払村の村税を滞納していない者である。	<input type="checkbox"/> はい	—
	当該住宅又は事業所の所有者は申請者である。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	(申請者以外に住宅の所有者がいる場合) 所有者から承諾書(別記様式第15号)をもらっており、当該物件の登記事項全部証明書(登記簿謄本)の写しが添付されている。	<input type="checkbox"/> はい	—
対象設備等	申請者の居住する住宅に設置するもの又は申請者が居住する住宅で使用するものである。	<input type="checkbox"/> はい	—
	村内にある事業所又は村内に建設予定の事業所で、かつ村内で事業活動を行う者が所有する事業所である。		
申請の制限	同一年度内において1世帯につき1種類の申請である。	<input type="checkbox"/> はい	—
	過去に猿払村の補助金を受けて新エネ・省エネ設備等を設置したことがある。設備等の名称 [(年度)]	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	(過去に補助金を受けたことがある場合) 過去に補助金を受けたことがある新エネ・省エネ設備等の申請ではない。	<input type="checkbox"/> はい	—
書類の提出等	手続に係る書類は、村担当課に持参することができる。	<input type="checkbox"/> はい	—
の報告	補助金を受けて設置等を行った新エネ・省エネ設備等の運転状況等に係る調査に協力することができる。	<input type="checkbox"/> はい	—
処分の制限	補助対象設備等の設置工事等が完了した日から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する間、村長の承認を受けず、又は補助金交付の目的に反して取外し、譲渡、交換及び貸付担保に供して使用しない。(太陽光発電設備17年間、新エネ・省エネ暖房及び給湯機器等6年間、LED照明設備15年間)	<input type="checkbox"/> はい	—

様式第1号-1 (第6条関係)

太陽光発電設備設置補助金申請手続きのための確認事項

※ 太陽電池の最大出力は、太陽電池モジュール公称最大出力の合計

確認項目 (注) ✓できない項目がある場合は申請ができません				確認欄 (✓してください)
戸建住宅(店舗併設含む)で一般的に使用されている電力の引き込み線(低圧配電線と発電設備設置者の設備から電力会社の系統へ向かう電力の流れ(逆潮流あり)で連結し、電力会社と受給契約を締結すること。				<input type="checkbox"/> はい
申請者自らが居住する住宅において使用することを目的として設置すること。				<input type="checkbox"/> はい
増設でないこと。				<input type="checkbox"/> はい
一般社団法人 太陽光発電協会 JPEA 代行申請センターが認定する設備に準じた未使用品(中古品は対象外)で、本要綱別表第1の太陽光発電設備の新エネ・省エネ設備等の要件4の1)から8)までの項目を満たすものであること。				<input type="checkbox"/> はい
項目	型式	公称最大出力 (ア)	使用枚数 (イ)	(ア)×(イ)
製造者 (メーカー)		W	枚	W
		W	枚	W
		W	枚	W
太陽電池の最大出力 合計値 (kW) …(ウ)	kW(ウ) 【小数点3桁以下切捨】 9.99kW までであること	転記 ← 1kW=1,000W	太陽電池 最大出力 合計値	W
申請額 [(ウ)×70,000円] ウ=4kW超の場合は、その 超過kW ×35,000円		0 0 0	円	※上限は350,000円 【千円未満は切捨】

【申請書添付書類】

- ① 村税の納税状況調査に係る承諾書(別記様式第14号)
- ② 太陽光発電設備設置に係る図面(太陽電池モジュールの設置状況が確認できる平面図、正面図及び側面図)
- ③ 工事請負契約書又は見積書の写しと太陽光発電設備(見積書・契約書・領収書)内訳書(別記様式第9号)
- ④ 一般社団法人 太陽光発電協会 JPEA 代行申請センター発行の「設備認定通知書」又は認定申請を行っている場合は、「設備認定申請書」若しくは電子申請を行っている場合は「設備認定電子申請情報参照画面」の写し
- ⑤ 太陽電池の最大出力の合計値が確認できるカタログ、仕様書等の写し
- ⑥ 申請者と建物等の所有者が異なる場合、その所有者からの承諾書(別記様式第15号)と当該物件の登記事項全部証明書(登記簿謄本)の写し
- ⑦ その他、村長が必要と認める書類

様式第1号-2 (第6条関係)

省エネ給湯機設備設置補助金 (CO₂冷媒ヒートポンプ給湯機) 申請手続きのための確認事項

確認項目 (注) ✓できない項目がある場合は申請できません				確認欄 (✓してください)			
居住する住宅 (店舗等の併設住宅を含む。) 又は事業所の給湯設備として使用する。				<input type="checkbox"/> はい			
CO ₂ を冷媒として使用する空気熱源方式のヒートポンプ方式給湯機である。				<input type="checkbox"/> はい			
エネルギー消費効率 (COP) が3.5以上である。				<input type="checkbox"/> はい			
寒冷地仕様である。				<input type="checkbox"/> はい			
冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。				<input type="checkbox"/> はい			
未使用品であり、中古品ではない。				<input type="checkbox"/> はい			
製造者 (メーカー) :				型式 :			
対象経費 (税込) ※値引き後	(ア)					円	※上限は 100,000 円 【千円未満は切捨】
申請額 [(ア)/6]				0	0	0	

【申請書添付書類】

- ① 村税の納税状況調査に係る承諾書 (別記様式第14号)
- ② 工事請負契約書又は見積書の写しと、省エネ給湯機設備 (見積書・契約書・領収書) 内訳書 (別記様式第10号) 」
- ③ 省エネ給湯機の形状、規格及び構造等が確認できるカタログ、仕様書等の写し
- ④ 申請者と建物等の所有者が異なる場合、その所有者からの承諾書 (別記様式第15号) と当該物件の登記事項全部証明書 (登記簿謄本) の写し
- ⑤ その他、村長が必要と認める書類

様式第1号-3 (第6条関係)

LED照明設備購入補助金申請手続きのための確認事項

確認項目 (注) ✓できない項目がある場合は申請ができません					確認欄 (✓してください)
既存住宅(店舗等の併設住宅を含む。)又は事業所における蛍光灯設備等から、発光ダイオード(LED)を使用した照明設備への交換である。					<input type="checkbox"/> はい
新築の住宅、又は事業所で発光ダイオード(LED)を使用した照明設備であること。					<input type="checkbox"/> はい
灯具の交換を含むものである。(電球(光源)のみは対象外)					<input type="checkbox"/> はい
未使用品であり、中古品ではない。					<input type="checkbox"/> はい
製造者(メーカー):			型式:		
対象経費(税込)(ア) ※値引き後				円	※ 住宅は 上限 25,000 円 下限 10,000 円 事業所は 上限 100,000 円 下限 50,000 円 【千円未満は切捨】
申請額 = (ア) / 2		0	0	0 円	

【申請書添付書類】

- ① 村税の納税状況調査に係る承諾書(別記様式第14号)
- ② LED照明設備の形状、規格及び構造等が確認できるカタログ、仕様書等の写し
- ③ 申請者と建物等の所有者が異なる場合、その所有者からの承諾書(別記様式第15号)と当該物件の登記事項全部証明書(登記簿謄本)の写し
- ④ その他、村長が必要と認める書類

様式第1号-4 (第6条関係)

木質系燃料ストーブ購入補助金申請手続きのための確認事項

確認項目 (注) ✓できない項目がある場合は申請ができません						確認欄 (✓してください)	
既存住宅 (店舗等の併設住宅を含む。) 又は事業所の暖房用として使用する。						<input type="checkbox"/> はい	
新築の住宅、又は事業所で暖房用設備として使用するものであること。						<input type="checkbox"/> はい	
木質系燃料を使用する設計及び仕様の暖房機である。						<input type="checkbox"/> はい	
未使用品であり、中古品ではない。						<input type="checkbox"/> はい	
製造者 (メーカー) :				型式 :			
対象経費 (税込) ※値引き後	(ア)					円	※上限は 50,000 円 【千円未満は切捨】
申請額 [(ア)/2]				0	0	0	

【申請書添付書類】

- ① 村税の納税状況調査に係る承諾書 (別記様式第14号)
- ② 木質系燃料ストーブ設備の形状、規格及び構造等が確認できるカタログ、仕様書等の写し
- ③ 申請者と建物等の所有者が異なる場合、その所有者からの承諾書 (別記様式第15号) と当該物件の登記事項全部証明書 (登記簿謄本) の写し
- ④ その他、村長が必要と認める書類